

件名：

【中部防災推進ネットワーク】メールマガジン Vol.42

本文：

2024 年 3 月 25 日

■+■-----
+■┘ 中部防災推進ネットワーク
メールマガジン Vol.42
■┘-----

各 位

中部防災推進ネットワークの参画メンバーの皆さまに、
メールマガジン（2024 年 3 月号）を配信します。

※メールマガジンのバックナンバー、これまでの会合の
発表資料等は中部防災推進ネットワークホームページに
掲載しています。

<中部防災推進ネットワークホームページ URL>

<http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso/chububosai-nw.html>

1. 本ネットワークの参画団体のご寄稿

（1）一般社団法人 愛知県警備業協会
～令和 6 年能登半島地震被災地への災害支援協力隊の活動～

今年 1 月 1 日午後 4 時 10 分、石川県能登半島を震源とする震度 7 の地震が発生し、死者 2 0 0 人を超える被害をもたらした「令和 6 年能登半島地震」。

その日は、お正月をお祝いするために実家に帰省中の家族も集まり、楽しいひと時を過ごしていたことが想像できます。

そのような楽しいひと時が、大きな揺れと共に家屋の倒壊、津波による被害、火災の発生、道路の寸断、停電、

断水など一瞬にして恐怖に陥れられたことは想像に難くありません。

被災地では、小学校、公民館などの避難所に多くの被災者が寒さ厳しい環境の中で不自由な生活を余儀なくされることとなりました。

警察、消防、自衛隊などは、被災地での行方不明者の捜索など人命救助を最優先として活動し、避難所では県、市、町の職員が不眠不休で避難所を利用する被災者の方の避難所生活を支援する活動を行うこととなりました。

地震発生時の1月1日に(一社)愛知県警備業協会では、各県協会と協議し(一社)石川県警備業協会からの要請に対応するために派遣体制等の調整を行い、準備を進めることとしました。

他方被災地である七尾市は、避難所における多数の不審者情報等を危惧して避難所での安全確保を図るため、1月5日に(一社)石川県警備業協会に対して「市内3か所の避難所(避難者計1,000人)盗難等の犯罪発生が懸念され、夜間の避難所警戒をお願いできないか」との警備員の派遣要請を行いました。

(一社)石川県警備業協会は、石川県内の警備業者も同様に被災し、同市からの要望に対応できない状況であったことから、(一社)愛知県警備業協会を事務局とする中部地区警備業協会連合会に要請し、1月6日(土)から1月9日(月)愛知県警備業協会「災害支援協力隊」として6名、1月9日(月)から1月12日(金)岐阜県、三重県警備業協会から支援隊として7名の派遣を決定しました。

愛知県警備業協会災害支援協力隊6名は、装備資機材や飲食料等を積載した車両2台に分乗し、1月6日(土)午前10時(一社)愛知県警備業協会を出発しました。同日午後3時ころに(一社)石川県警備業協会に到着、同協会会長、専務理事に到着申告を行った後、被災地の状況、七尾市の避難所の状況などの説明を受け、同所を出発。

七尾市役所では、警戒対象避難所の説明や不審者などの情報内容を確認し、警戒すべき避難所へ向かいました。

警戒対象避難所は、3 か所で

七尾市立山王小学校

同小丸山小学校

矢田郷地区コミュニティーセンター

で多くの避難者が避難生活を強いられていました。

各避難所の施設管理状況については、二つの小学校では、施設内への利用者の出入りは1 か所で市役所職員が1 名常駐し自治会関係者の協力を得て避難者の支援を行っており、不審者情報はなく出入口も1 ケ所に限定され、防犯上問題はありませんでした。

しかし、矢田郷地区コミュニティーセンターでは、出入口が複数箇所あり、避難所生活をする被災者、避難所の施設利用の被災者など多くの人の出入りがあり、発災後、複数の不審者侵入事案を確認している施設でした。

同所は、市役所職員1 名の他、自治会役員が主に運営をしており、殆どが被災者の食事や相談、仮設トイレの管理など避難生活の支援であり、警戒活動は、交代で夜間施設内及び駐車場などを巡回している程度でした。

支援隊が夜間警戒に従事することとなったことから、職員及び自治会役員らは避難者の避難生活の支援に専念することができることとなりました。

コミセンの防犯対策について、管理者に夜間における出入口を1 か所に制限（他の出入口を夜間閉鎖すること）を助言し、防犯対策の強化を図りました。

具体的な警戒活動は、午後5時から翌日の午前8時までで、1 車3 名、二班で活動し、一班は、不審者情報が多い矢田郷コミュニティーセンターを重点警戒施設として常駐し、施設及び周辺徒歩警戒、出入口の立哨警戒を行い、もう一班は、2 か所の避難所を流動、駐留、徒歩周辺警戒として活動しました。

警戒活動での取り扱い事案は、避難所での急病者の救急車による搬送支援や施設内での異常発報（誤作動）などの復旧支援を行いました。

また、深夜避難所設置の仮設トイレを利用した高齢者がトイレ内で動けなくなったことを隊員が認知し救助、夜間眠れない避難者の相談を受けるなど三夜の警戒活動で多くの事例を経験しました。

避難者の方々から施設内の巡回中「ご苦労様です。安心して避難生活が送れます。」、「いつまでも居てください。」など激励の言葉などを頂きました。

発災して数日後の派遣であり、警察官の立ち寄り、パトロールなどはなく避難者の方々は不安を抱えたままでの避難所生活であると痛感しました。

警察等は、発災直後は行方不明者の搜索など人命救助が最優先であり、避難所など周辺の警戒活動に従事できるほど

人手はないと思われることから、警備員によるこの種の活動は、被災者や避難生活者にとっては、安全・安心を確保する上では極めて重要であると思われます。

今後、自然災害での被災地における避難者の避難生活の安全・安心を確保することも重要な課題として検討することが必要であると思います。

今回は社会貢献活動として現地入りしましたが、自治体等は、避難者の安全・安心を確保するために警備員による避難所などの警戒活動も視野に入れて計画を進めていただいたいと考えます。

<一般社団法人愛知県警備業協会 URL>

https://aikeikyo.jp/wp_user/wordpress/

○文責（XXXXXXXXXX 一般社団法人愛知県警備業協会事務局長）

2. 本ネットワークの参画団体からのお知らせ
(防災イベントの予定等)

今回はイベントのご案内はありません。

3. 編集後記（事務局・協力団体のひとこと）

今回の寄稿はありません。

次回までお待ちください。